

建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式による一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県が発注する土木関係の建設コンサルタント業務及び建築関係の建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）に係る業務委託について総合評価落札方式による一般競争入札（事後審査型）を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式による一般競争入札（事後審査型）を実施する業務委託（以下「対象業務」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が5百万円以上の建設コンサルタント業務であって、当該業務の目的、内容等を考慮して総合評価落札方式による一般競争入札により契約の相手方を決することが適当であると契約担当者が判断したものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 山梨県における建設コンサルタントに係る競争入札参加資格（当該入札に付す業務委託を実施するにあたり必要とされる登録部門ごとのものに限る。）の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 役員等（入札に参加する者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの間以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの間以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20

日施行)により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

(7) 公告の日から契約を締結する日までの間以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 電子認証(ICカード)を取得していること。

2 前項に定めるもののほか、契約担当者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができるものとする。

(1) 本店又は営業所の所在地に関する事。

(2) 入札に付す業務委託と同種の業務委託の実績に関する事。

(3) 入札に付す業務委託の実施に際し配置する技術者の資格及び実績に関する事

(4) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 契約担当者は、各発注部局又は出先機関に設置する入札執行会議において、前条第2項に定める入札参加資格のほか公告の内容その他入札を執行する際の条件等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、入札の公告を、山梨県公共事業ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に掲載するものとする。

(入札参加申請等)

第6条 契約担当者は、入札に参加しようとする者の入札参加資格を確認するため、当該入札に参加しようとする者から契約担当者が定める期限までに入札への参加の申請及び入札参加資格確認資料等の提出を電子入札システムにより求めることとする。この場合において、契約担当者は、入札への参加の申請の期限及び入札参加資格を確認する旨を公告において明らかにしなければならない。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札参加資格の確認は、入札後に全ての入札参加業者について実施することとする。

2 前項の規定による確認の結果入札参加資格が無いと認められた者に対しては、ポータルサイトの「情報公開サービス」の「入札結果」にその理由を付して掲載することにより通知するものとする。この場合においては、公共工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手續に関する要領(平成

13年10月15日施行)により契約担当者が定める期限まで入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨を、併せて通知するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金は、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下この条において「財務規則」という。)第108条の規定によりこれを納付させなければならない。ただし、財務規則第108条の2に該当する者にあつてはこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第109条の規定に基づきこれを納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は、これを免除するものとする。

(入札の無効)

第9条 公告に掲げた入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(契約の確定)

第10条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

2 落札者と決定された者が落札決定から契約締結までの間に対象工事の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約担当者は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めがない事項については、山梨県電子入札運用基準(平成19年1月10日施行)及び関係諸規程の定めるところによる。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。